

大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等の 包括的連携に関する協定書

西宮市（以下「甲」という。）と、公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合に、甲および乙が相互に協力して行う、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、大規模災害時において、甲による連絡調整の下で、甲が、災害により住宅を滅失し、自己の資力によって居住する住宅を確保できない西宮市の被災者（以下「被災者」という。）に、民間賃貸住宅を提供するため、乙に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 西宮市が災害救助法（昭和22年 法律第118号）の適用を受ける災害をいう。
- (2) 借上型応急住宅 災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅を借上げて供与するものを言う。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生し必要と認められる場合、被災者のために、乙に対し、次に定める協力を要請できる。

- (1) 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん。
- (2) 借上型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及び円滑な提供に向けた協力。

2 前項の要請は、別途兵庫県が公益社団法人 全日本不動産協会と協定する、「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」による協力要請があった場合は、その協力要請が優先される。

（協力）

第4条 乙は、前条第1項の規定に基づく甲からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下、「会員業者」という。）と共に、借上型応急住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けて、可能な限り協力する。

2 会員業者は、第3条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。

(甲の役割)

第5条 甲は、借上型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型応急住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること。
- (2) 借上型応急住宅の借上げに関すること。
- (3) 借上型応急住宅の入居者の入居及び退去に関すること。
- (4) 借上型応急住宅の賃料等の支払いに関すること。
- (5) その他、関係者との調整に関すること。

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙または、その他甲の定める者に委託等することができる。

(乙の役割)

第6条 乙は、第4条第1項の規定に基づき、甲に協力するため、借上型応急住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 借上型応急住宅の制度の事前周知、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する乙の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する借上型応急住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。
- (2) 借上型応急住宅として甲が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること。
- (3) 借上型応急住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること。
- (4) 甲から委託を受けた業務に関すること。
- (5) その他、関係者との調整に関すること。

(暴力団排除)

第7条 乙および会員業者は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年 西宮市条例第67号）第2条第1号から第3号のいずれにも該当してはならない。

(苦情又は紛争の処理)

第8条 この協定書に基づく業務に関して苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理する。

(守秘義務)

第9条 甲と乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に漏洩又は第3条に規定する事項の利用目的以外の目的のために利用してはならない。

2 乙は、個人情報の保護に関する法律及び、西宮市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）の規定により、個人情報等に関する保護義務及び責任を負う。

3 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき乙が講じなければならない措置は、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

4 第1項及び第3項に定める義務は、この協定の有効期間終了後又は解除後も同様とする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日より1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定に関し解除の申し出がないときは、満了の翌日から更に1年間協定を継続することとし、以後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第11条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めたときは、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。期間途中で本協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに甲及び乙のいずれかが申し出を行う。

(疑義の決定)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが記名の上、各1通を保有する。

令和5年9月20日

甲 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号
西宮市

市長 石井 登志郎 (※協定時自書)

乙 兵庫県神戸市中央区中山手通4丁目22番4号全日兵庫会館3F
公益社団法人 全日本不動産協会 兵庫県本部

本部長 米原 大輔 (※協定時自書)